

インターネットによる議会中継・録画配信業務委託

公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

本実施要領は、インターネットによる議会中継・録画配信業務における優先交渉権者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 事業名

インターネットによる議会中継・録画配信業務

(2) 事業内容

別紙「インターネットによる議会中継・録画配信業務委託公募型プロポーザル方式実施仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 履行場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県議場

(4) 契約方法

1日の中継・録画配信業務あたりの単価契約とする。

(5) 契約期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。

(6) 見積上限額

1日あたりの中継・録画配信にかかる費用は、207,900円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※見積上限額を超える提案は受け付けない。

※契約期間中の中継予定日数は仕様書のとおり。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要領の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこ

と。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（批正3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 実施スケジュール

実施期間実施内容

令和7年7月 2日（水）公募型プロポーザル公告

令和7年7月 2日（水）～ 7月9日（水） 質問書受付期間

令和7年7月11日（金）質問回答期限

令和7年7月16日（水）参加申込書受付期限

令和7年7月18日（金）参加資格確認審査（1次審査）の結果通知

令和7年7月23日（水）事業提案書等の受付期限

令和7年7月24日（木）2次審査日時のお知らせ

令和7年7月30日（水）プレゼンテーション実施

令和7年7月31日（木）優先交渉権者結果通知

※各実施日は変更になる場合がある。

5 質問の受付及び回答方法

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問内容の要旨を簡潔にまとめ、「質問書（様式1）」を提出すること。

なお、電話による質問には応じない。

(1) 提出期限

令和7年7月9日（水）午後5時必着とする。

(2) 提出方法

メールのみとする。

メールアドレス：gikai.seimu@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答方法

回答予定日は令和7年 7月11日（金）とし、福島県議会ホームページに掲載する。

なお、質問者名は公表しない。

6 参加申込書等の作成要領

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時必着とする。

- ① 参加申込書（様式2） 1部
- ② 会社概要（様式任意様式） 正本1部、副本7部
- ③ 業務実績書（様式3）

(3) 提出場所

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県議会事務局政務調査課（担当：吉田）
TEL：024-521-7611 FAX：024-521-7965

(4) 提出方法

郵便または持参のみとする。

7 参加資格要件の確認審査（1次審査）

(1) 参加資格要件の確認審査

「福島県議会中継業務委託事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が、3の要件を満たす者か審査を行い、参加資格の有無を決定する。

(2) 審査結果の通知

参加申込をした者には、参加資格確認審査結果通知書を令和7年7月18日（金）に郵送により通知する。

なお、参加資格がないと受けた者は、通知された日の翌日から起算して5日（ただし、福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に、次に定めるところにより、参加資格がない理由について「様式4」により説明を求めることができる。

- ① 提出期限は参加資格確認審査結果通知書に記載する。
- ② 提出場所は6（3）と同じ。
- ③ 提出方法は6（4）と同じ。なお、郵送の場合は提出期限内必着とする。

8 提案書等の作成要領

(1) 提出書類

参加資格確認審査結果通知書にて合格判定を受けた者は提案書等を提出すること。

- ① 提案書（表紙）（様式5、添付資料は自由） 正本1部、副本7部
- ② 見積書（任意様式） 正本1部、副本7部

(2) 提案書記載項目

以下の項目に従い順に記載すること。

- ア 企業概要
- イ 同種又は類似業務の実績について

- ウ 提案概要について
 - エ 業務実施体制について
 - オ 中継の内容について
 - カ 動画編集の内容について
 - キ 機材トラブル等発生時の対応について
 - ク より県民に開かれた中継・録画配信について
- ※仕様書を参考に記載してください。

(3) 書類記載上の注意事項

- ① 仕様書をに基つき、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜながら、専門的な知識がない者にもわかりやすい表現で作成すること。
- ② 原則A4横とするが図示の関係等でA3を利用することも可とする。
- ③ その他、提案に必要な事項について記載すること。

(4) 提出期限

令和7年7月23日（水）午後5時必着とする。

(5) 提出場所

6（3）と同じ。

(6) 提出方法

6（4）と同じ。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

1次審査を通過した業者の提案書等の内容を審査するため、審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日

令和7年 7月30日（水）

詳細な日程等は、別途通知する。

(2) 開催場所

福島県庁 本庁舎3階 議会運営委員会室

(3) 出席者

原則として1提案者7名以内とする。

(4) 実施要項

- ア 1提案者ずつ実施すること。
- イ 1提案者につき50分（準備10分、説明30分、質疑10分）以内とすること。
- ウ 主に事前に提出した事業提案書等に沿って説明すること。なお、事前に提出した資料以外を使用することは認めない。
- エ プロジェクターとスクリーンは県で用意するが、デモンストレーション等を行うなど、パソコン、インターネット回線等は提案事業者が持参すること。

10 審査

提案書、見積書及びプレゼンテーション等の内容に関する評価は、選定委員により審査す

る。評価基準は提案書記載項目に従い、遂行能力及び提案力等を総合的に評価するが、詳細な公開はしない。なお、価格評価はあるが、内容重視のため、見積上限額を超えない範囲内で有意義な提案を行うこと。ただし、採用するとは限らない。

1.1 優先交渉権者の特定

(1) 優先交渉権者の特定

10の総評価点数の高い者から順位を付け、その結果をもとに特定する。なお、総評価点数が同点の場合は、見積価格が安価な者を高順位とする。

(2) 結果の通知

ア 優先交渉権者に特定された者には特定された旨、総評価点数及び契約手続きの旨を通知する。

イ 優先交渉権者に特定されなかった者には特定されなかった旨を通知する。なお、審査の内容及び結果に対する異議は認めない。

1.2 契約の締結

契約の締結交渉

優先交渉権者に特定された者は、本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉権者に特定された者が契約を辞退した場合、または、失格要件に該当することが判明した場合は、評価結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

1.3 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び優先交渉権者の資格を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合。

1.4 その他

- (1) 参加申込及び事業提案に係る書類の作成・提出やプレゼンテーション参加等に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は参加者に無断で本業務以外に使用しない。
- (4) 参加事業者が1者であっても事業提案の審査を行い、基準を満たしていると判断した場合に、優先交渉権者として特定される。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込書及び事業提案書等を無効とする。